流山市
みどりの基本計画

資料編

内容

１．本編補足データ..... 1
（１）流山市のみどりの現状と課題..... 1
① 地域状況..... 1
② 土地利用と市街地整備 2
③ 人口・世帯..... 3
④ 将来人口推計 3
⑤ 公園・緑地..... 4
⑥ 防災 5
⑦ 農業・農地..... 6
⑧ 法や条例等に基づくみどり..... 7
⑨ 緑被 9
（２）市民意向..... 11
① 小学生ｱﾝｹｰﾄの結果（抜粋） 11
② 市民ｱﾝｹｰﾄの結果（抜粋） 12
③ 市民ﾄｰｸｾｯｼｮﾝの結果（抜粋） ... 14
（３）持続可能な開発目標　SDGs 18
（４）流山グリーンチェーン戦略..... 19
（５）公園・緑地等の多機能性確認... 20
（６）目標値設定の考え方 23
（７）取組の目標..... 24
２．計画策定の経緯..... 26
（１）経緯 26
３．策定体制 27
（１）体制 27
（２）策定委員会設置要綱 28
（３）庁内調整会議設置要綱 29
（４）策定委員会委員名簿 30
（５）庁内調整会議委員 30
４．緑地・公園等の分類..... 31

1．本編補足データ

（1）流山市のみどりの現状と課題

① 地域状況

本編 P5

地形

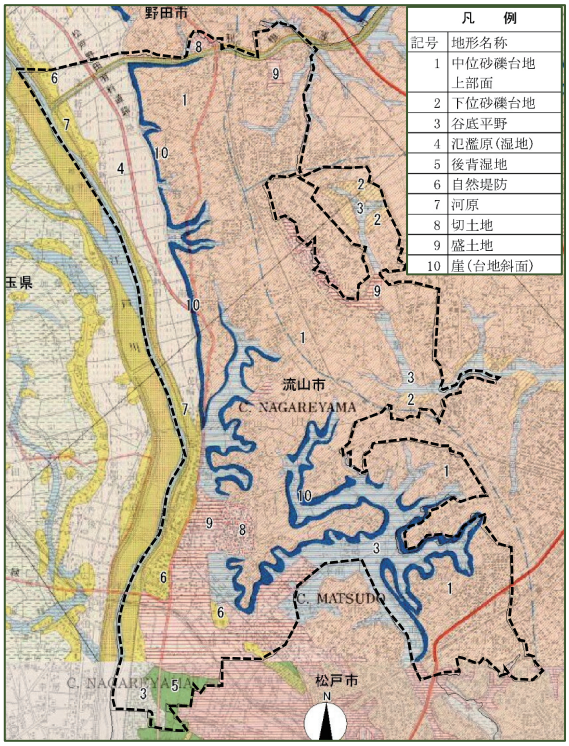
■地形はほぼ平坦で標高は東部から西部にかけて次第に低くなっています。
■市西部の江戸川沿いには、自然堤防※がみられます。

植生

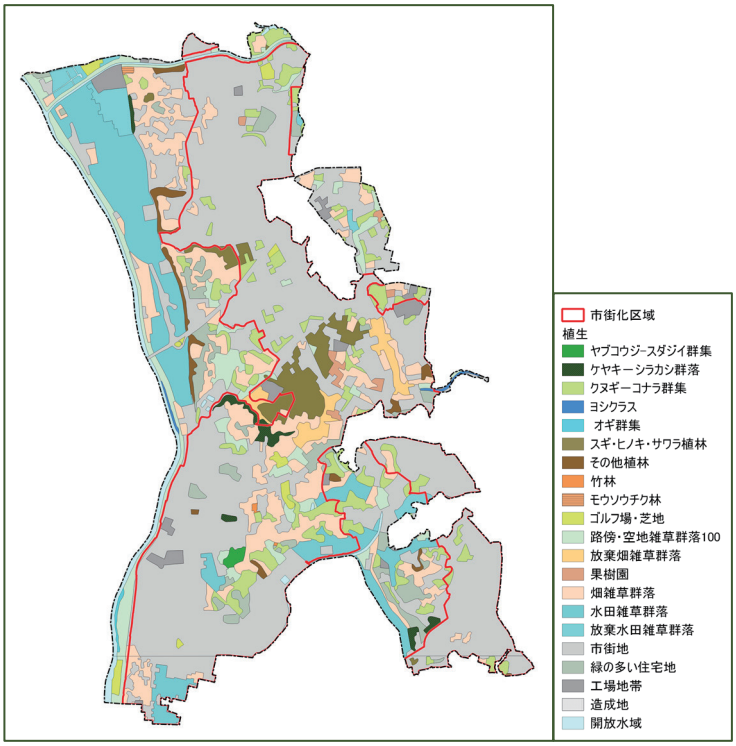
■西部の江戸川沿い、南部の坂川沿いに水田雑草群落※が広がっています。
■市野谷の森の周辺にはスギ－ヒノキ－サワラ植林がまとまっており、クヌギ－コナラ群落も点在しています。

気候

■関東中部の内陸性気候となっており、四季を通じて気温の変化はありますが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれた気候です。



地形分類図
[出典：国土交通省土地分類基本調査「野田」（昭和 53(1978)年調査)、「東京東北部・東京東南部」（昭和 58(1983)年調査）]



植生図
[出典：環境省自然環境局生物多様性センター
平成 18(2006)年度植生調査結果より作成]

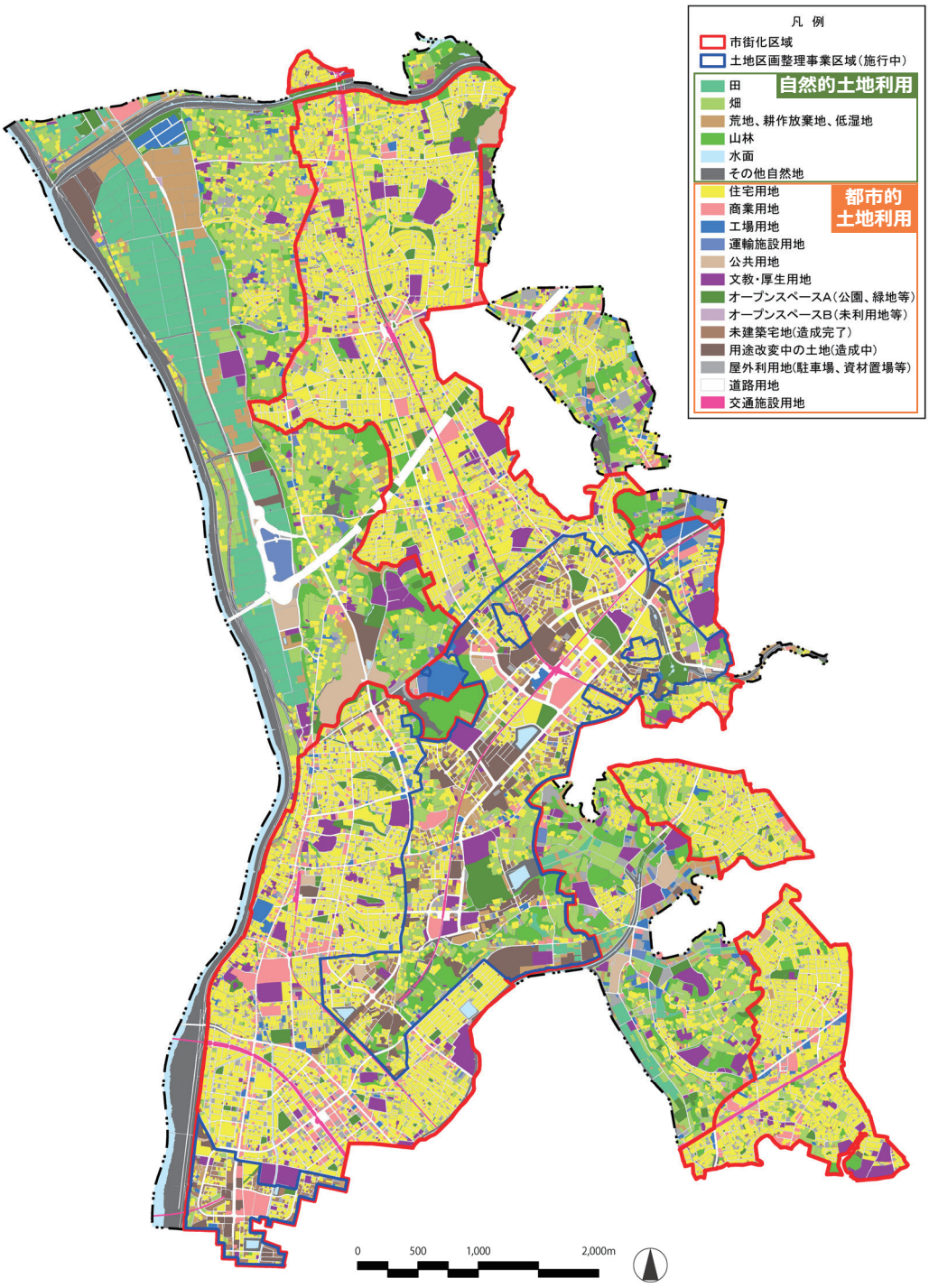
自然堤防▶ 洪水時に川からあふれ出た水に含まれていた土砂が、川の岸に堆積してできた地形のこと。
水田雑草群落▶水田にみられる雑草から構成される植物群落のこと。

② 土地利用と市街地整備

本編 P5

前計画策定時期の調査結果（平成 19(2007)年）と比較すると、都市的土地利用は約 154ha 増加、自然的土地利用は約 154ha の減少となっています。

平成 30(2018)年度時点で、土地区画整理事業により 16 地区（施行面積 356.6ha）が施行済み、5 地区（施行面積 627.3ha）が施行中となっています。



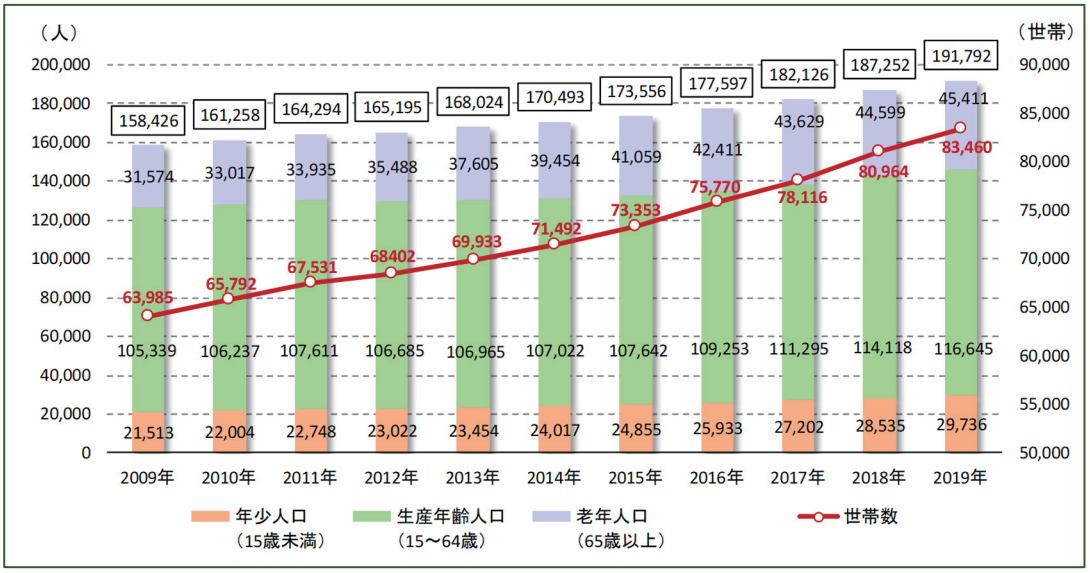
土地利用現況図 [出典：第 10 回都市計画基礎調査（平成 28(2016)年度）]

③ 人口・世帯

本編 P6

本市の人口は 191,792 人、世帯数は 83,460 世帯、世帯当たり人員は 2.3 人/世帯となっています。（平成 31(2019)年４月現在）

年代別に人口を見ると、年少人口（15 歳未満）は 29,736 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 116,645 人、老年人口（65 歳以上）は 45,411 人となっており、10 年前（平成 21(2009)年）と比較すると、年少人口は約 40%、生産年齢人口は約 11%、老年人口は約 44%それぞれ増加しています。



人口の推移　[出典：住民基本台帳　各年４月１日現在]

＊住民基本台帳法の一部改正により、平成 25(2013)年以降は外国人登録者を含む。

④ 将来人口推計

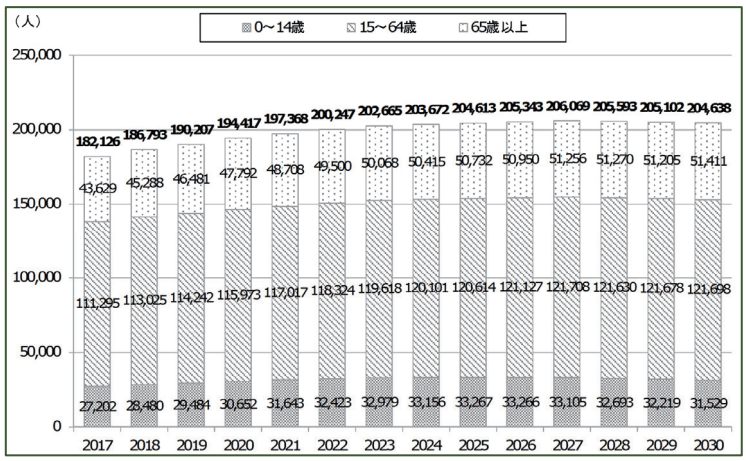
本編 P6

平成 29(2017)年 4 月 1 日の年齢 3 区分別人口を基準として、将来の人口の移り変わりを算出すると、以下のようになります。

＜市全域＞（中位推計）

将来人口は、令和 9(2027)年の 206,069 人をピークに緩やかな減少傾向に転じ、本計画の計画期間である令和 11(2029)年には、205,102 人になると見込まれています。

また、15 歳未満の年少人口や 15～64 歳の生産年齢人口も高い水準で推移します。



将来人口推計（中位推計）

[出典：次期総合計画策定における将来人口推計調査報告書　平成 30(2018)年 3 月]

⑤ 公園・緑地

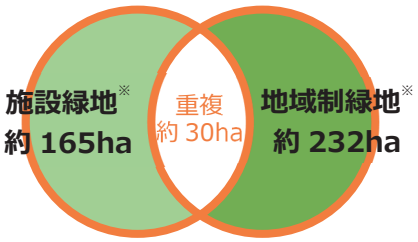
本編 P7・12・13・21

本市には、周辺住民が徒歩で訪れることができ、休養やレクリエーションの場としての利用を目的とする住区基幹公園が 278 箇所、市内の全住民が運動の場として利用することを目的とした都市基幹公園が 1 箇所整備され、その他特殊公園や都市緑地を含め、人口 1 人当たりの公園面積は 5.17 ㎡となっています。

また、施設緑地・地域制緑地等を含めた市内の緑地は、約 367ha となっています。

■ ■現状の市内のみどりの量■ ■

緑地・公園等の分類について　資料編 p31～



＝

現状
約 367ha

種類		種別	箇所数	面積（ha）
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	270	32.52
		近隣公園	7	12.31
		地区公園	1	5.53
		住区基幹公園 計	278	50.36
	都市基幹公園	運動公園	1	15.38
		都市基幹公園 計	1	15.38
特殊公園		風致公園	3	3.94
		歴史公園	2	0.96
		特殊公園 計	5	4.90
公園 計			284	70.65
都市緑地			72	28.39
緑地 計			72	28.39
都市公園 計			356	99.03
人口１人当たりの公園面積			191,403人	5.17㎡
公共施設緑地		子どもの遊び場	6	1.06
		市民の森	16	10.36
		市民農園	6	1.17
		街路樹	110	5.85
		その他（植栽地、学校緑地 等）	58	47.14
公共施設緑地 計			196	65.58
施設緑地 計			552	164.61
法や条例等によるもの		特別緑地保全地区	1	0.30
		生産緑地地区	258	70.35
		地域計画対象民有林	-	146.00
		緑地協定	14	9.69
		斜面樹林協定	187	8.71
		保存樹林	11	4.96
地域制緑地（重複分削除） 計			471	231.55
緑地（地域制・施設緑地間の重複分削除） 計			-	366.86

都市公園・緑地等の状況（都市計画区域）　[平成 31(2019)年 4 月 1 日（人口：常住人口）]

施設緑地▶ 都市公園や公共施設・民間施設内の緑地等のこと。
地域制緑地▶ 生産緑地地区や保存樹木・保存樹林等、緑地の所有権はそのままに、法や条例等に基づく土地利用の規制により保全を図るみどり。

⑥ 防災

本編 P7

地震や風水害等の大規模災害時における広域避難場所として、流山市総合運動公園が指定されており、その他、市内の公園・緑地のうち、9 箇所が指定緊急避難場所に指定されています。

なお、避難場所として指定されている以下の公園・緑地のうち【 】マークのついている箇所は、豪雨や河川の氾濫（利根運河、江戸川、坂川）発生時には浸水・洪水の恐れがあります。

名称		所在地	避難施設
指定緊急避難場所	東深井地区公園	東深井 815 番地	公園
	南流山中央公園	南流山 3 丁目 14 番地	公園
	東部近隣公園	名都借 240 番地	公園
	三輪野山近隣公園	三輪野山二丁目 292 番地	公園
	運河水辺公園	東深井 368 番地の 1	公園
	平和台２号公園	平和台 2 丁目 12 番地	公園
	松ケ丘ふるさと公園	松ケ丘 4 丁目 495 番地の 1	公園
	おおたかの森駅南口公園（西初石近隣公園）	おおたかの森南一丁目 25 番地の 3	公園
	江戸川河川敷緑地	木地先	緑地
広域避難場所	流山市総合運動公園	野々下 1 丁目 40 番地の 1	公園

指定緊急避難場所及び広域避難場所　[出典：流山市地域防災計画（平成 29（2017）年 3 月）]

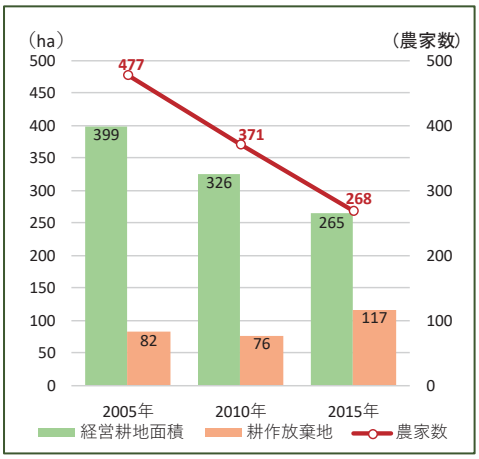
⑦ 農業・農地

本編 P8

本市の農地の状況について、平成 27(2015)年現在、経営耕地面積は 265ha、農家数は 268 となっており、平成 17(2005)年と比較すると、経営耕地面積は約 130ha、農家数は約 200 件の減少となっています。

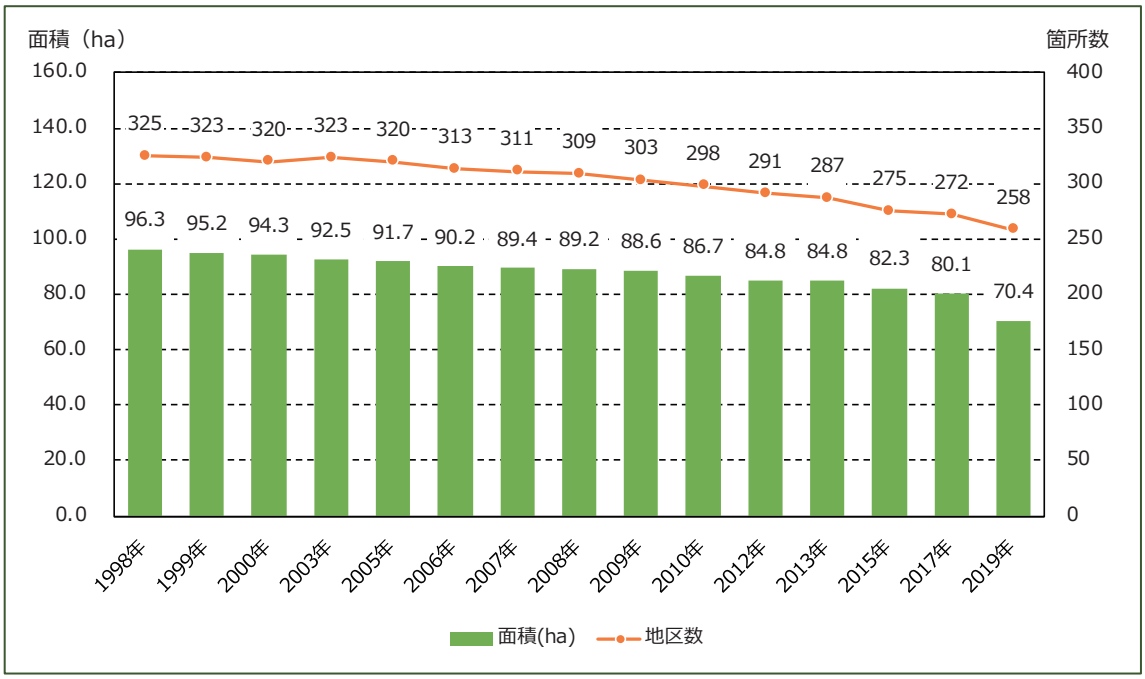
一方で、耕作放棄地は 117ha となっており、平成 17(2005)年と比較すると、35ha の増加となっています。

また、平成 31(2019)年 2 月現在、生産緑地地区は 258 箇所、70.4ha が指定されています。これは、平成 10(1998)年以降、約 67 箇所、約 25.9ha の減少となっています。



農地の状況
[出典：農林業センサス（平成 27(2015)年）]

生産緑地は、指定から 30 年を経過するまで、農地としての管理が義務づけられています。今後は、30 年を経過した生産緑地の指定解除による農地の減少が懸念されています。



生産緑地地区の推移

⑧ 法や条例等に基づくみどり

本編 P8

＜特別緑地保全地区（都市緑地法）＞

特別緑地保全地区は、松ケ丘地区の野馬土手を保存する樹林地１箇所が指定されており、隣接する柏市の特別緑地保全地区と一体となって市街地の貴重なみどりの空間となっています。

名称	地区数	決定面積	決定年月日
松ケ丘特別緑地保全地区	1	0.3ha	H1.3.14

＜保存樹木・保存樹林（流山市緑化推進及び保全に関する条例）＞

美観風致の維持を図るため、条例に基づいた保存樹木が 114 本、保存樹林が 11 件（面積約 5.0ha）指定されています。

＜斜面樹林（斜面樹林協定）＞

市の西部に位置する新川耕地と台地との境の斜面、南部の前ケ崎等の田園地帯と台地の境界、坂川及び富士川によって形成された斜面には、斜面樹林が線的に連なっています。

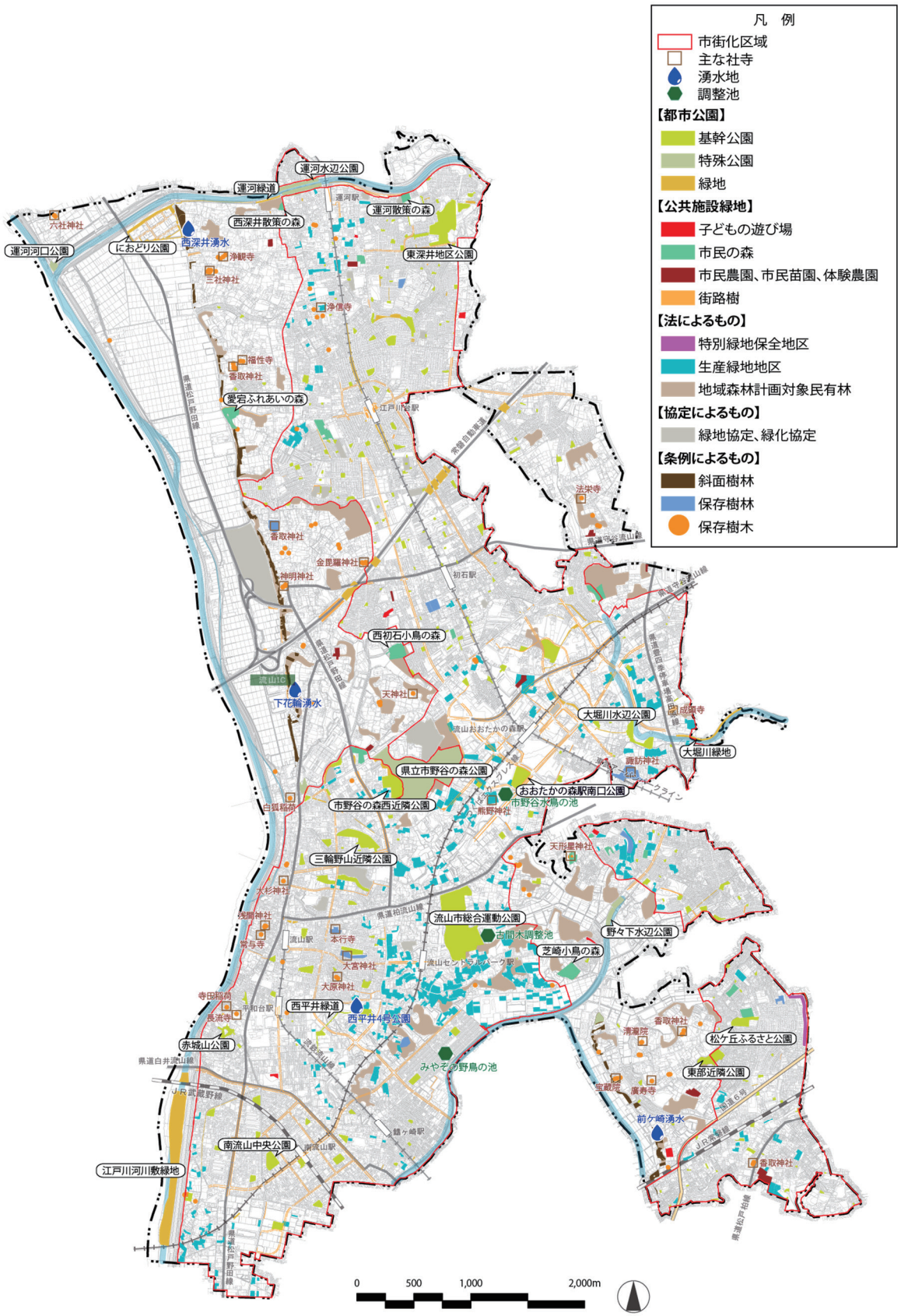
新川耕地、前ケ崎の斜面樹林は、土地所有者と斜面樹林協定を締結し、保全が図られています。

＜市民の森（流山市「市民の森」事業実施要領）＞

貴重な樹林を良好な状態で保全し、自然観察や市民の憩いの場となるように、樹林地を市が借り上げて市民の森として整備しています。

平成 31(2019)年 4 月現在、16 箇所、10.4ha が整備されています。

1	西深井散策の森	2	運河散策の森
3	東深井散策の森	4	愛宕ふれあいの森
5	西初石ふれあいの森	6	三輪野山散策の森
7	長崎ふれあいの森	8	長崎散策の森
9	長崎いこいの森	10	野々下ふれあいの森
11	芝崎小鳥の森	12	松ケ丘２号散策の森
13	松ケ丘３号散策の森	14	駒木ふるさとの森
15	西初石小鳥の森	16	中野久木散策の森



公園・緑地等位置図　[平成 31(2019)年 4 月 1 日現在]

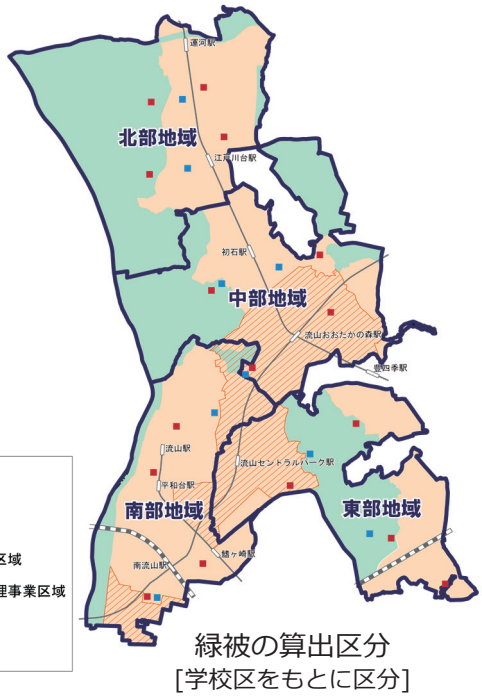
⑨ 緑被

本編 P9

平成 30(2018)年 1 月 1 日時点の緑被面積は都市計画区域（市全域）で約 1,419.7ha、緑被率は約 40.3%となっています。

地域別にみると、北部地域は緑被率が最も高く、約 51.6%となっています。中部・南部地域は、土地区画整理事業等の影響を受け、都市計画区域（市全域）でみた場合の緑被率 40.3%を下回る値となっています。

土地利用別の緑被面積・緑被率の内訳は以下の通りです。



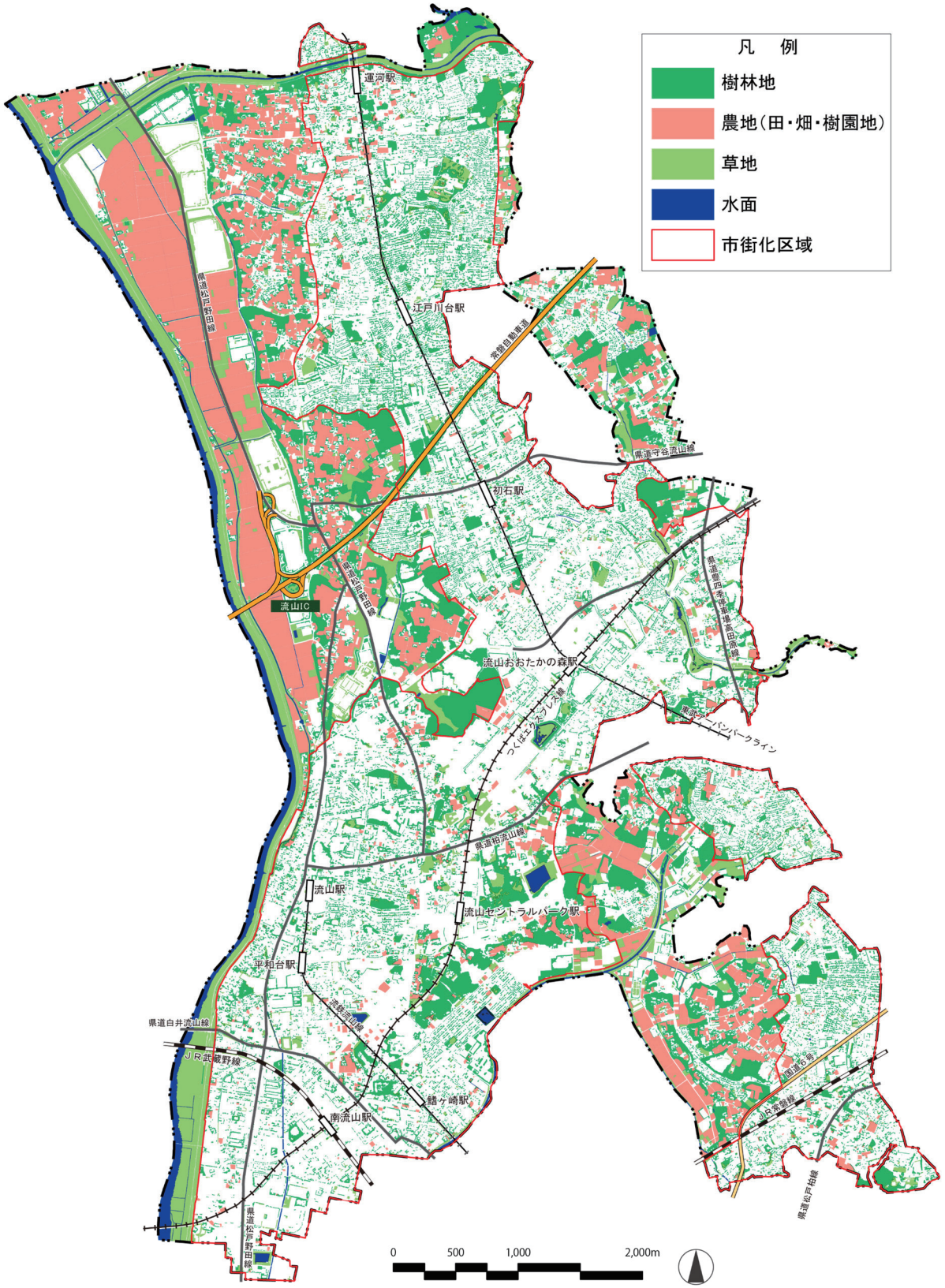
緑被の算出区分
[学校区をもとに区分]

	都市計画区域	北部地域	中部地域	南部地域	東部地域
緑被面積（ha）	**1,419.7**	523.3	351.8	210.4	334.3
緑被率	**40.3%**	51.6%	36.4%	26.7%	44.0%

区分			市街化区域			市街化調整区域			市全域		
			実面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	実面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	実面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
自然的土地利用	農地	田	3.93	3.93	100.0%	159.26	159.26	100.0%	163.19	163.19	100.0%
		畑	110.89	110.89	100.0%	242.54	242.54	100.0%	353.43	353.43	100.0%
	採草放牧地		0.00	0.00	-	0.00	0.00	–	0.00	0.00	–
	荒れ地、耕作放棄地等		38.04	38.04	100.0%	62.51	62.51	100.0%	100.55	100.55	100.0%
	山林		77.27	77.27	100.0%	145.00	145.00	100.0%	222.27	222.27	100.0%
	水面		13.89	13.89	100.0%	56.56	56.56	100.0%	70.45	70.45	100.0%
	その他自然地		18.11	18.11	100.0%	137.95	137.95	100.0%	156.06	156.06	100.0%
	合　計		**262.13**	**262.13**	**100.0%**	**803.82**	**803.82**	**100.0%**	**1,065.95**	**1,066.0**	**100.0%**
都市的土地利用	住宅用地		879.05	102.79	11.7%	149.96	51.38	34.3%	1,029.01	154.17	15.0%
	商業用地		104.16	4.47	4.3%	19.25	2.08	10.8%	123.41	6.55	5.3%
	工業用地		35.93	3.34	9.3%	23.24	3.02	13.0%	59.17	6.36	10.7%
	運輸施設用地		7.33	0.29	4.0%	65.81	11.81	17.9%	73.14	12.10	16.5%
	公共用地		16.73	3.23	19.3%	26.98	6.65	24.6%	43.71	9.88	22.6%
	文教・厚生用地		122.84	24.72	20.1%	58.63	15.30	26.1%	181.47	40.02	22.1%
	オープンスペースA		74.88	43.54	58.2%	28.82	20.07	69.6%	103.70	63.61	61.3%
	オープンスペースB		3.57	0.00	0.0%	2.24	0.00	0.0%	5.81	0.00	0.0%
	その他の空き地		219.74	4.16	1.9%	56.97	5.29	9.3%	276.71	9.45	3.4%
	防衛用地		0.00	0.00	-	0.00	0.00	-	0.00	0.00	-
	道路用地		398.89	29.50	7.4%	138.86	19.56	14.1%	537.75	49.06	9.1%
	交通施設用地		25.75	2.59	10.0%	1.42	0.00	0.0%	27.17	2.59	9.5%
	合　計		**1,888.87**	**218.63**	**11.6%**	**572.18**	**135.16**	**23.6%**	**2,461.05**	**353.79**	**14.4%**
市全体			**2,151**	**480.8**	**22.4%**	**1,376**	**939.0**	**68.2%**	**3,527**	**1,419.7**	**40.3%**

緑被の状況　[平成 30(2018)年 1 月 1 日時点の航空写真をもとに緑被面積を抽出、
土地利用別実面積は第 10 回都市計画基礎調査（平成 28(2016)年度）より]

＊市域の実面積は、都市計画区域 3,527ha としている。



緑被現況図　[平成 30(2018)年 1 月 1 日時点の航空写真をもとに作成]

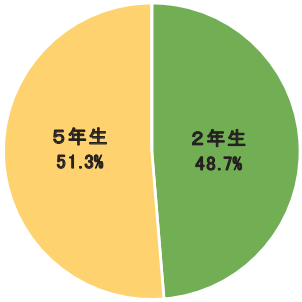
（2）市民意向

① 小学生ｱﾝｹｰﾄの結果（抜粋）

本編 P10

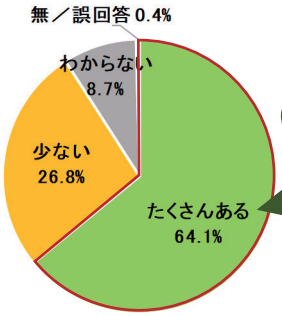
【回答者の属性】

❖回答者の学年割合



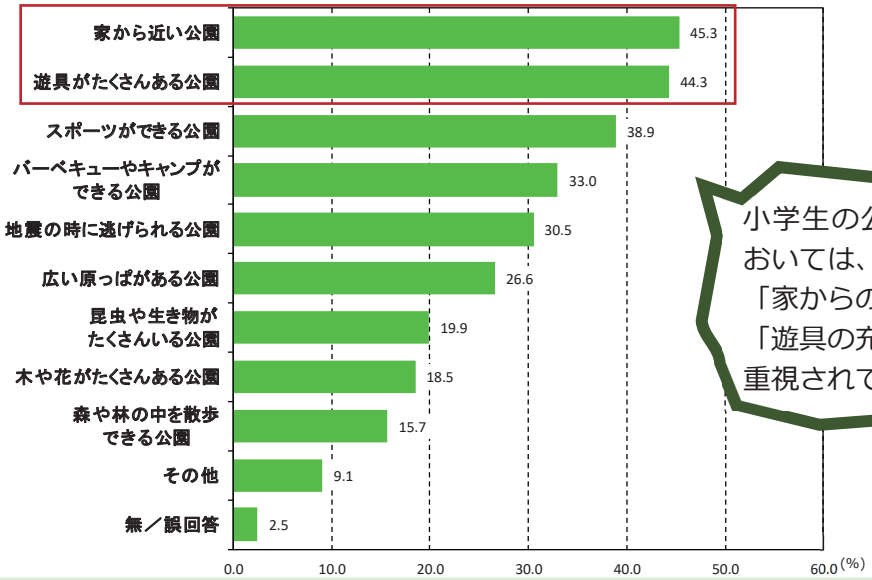
【設問の結果】

❖あなたが住んでいる家の近くには、たくさんの“みどり”がありますか。



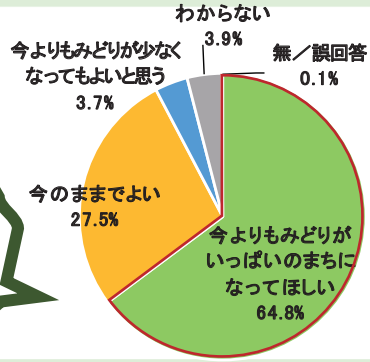
身近にみどりが「たくさんある」と感じている小学生は、約 64%。

❖あなたは、どんな公園で遊びたいと思いますか。



小学生の公園選びにおいては、「家からの近さ」「遊具の充実度」が重視されている。

❖あなたが大人になったとき、あなたが住んでいるところの“みどり”はどうなっていてほしいですか。



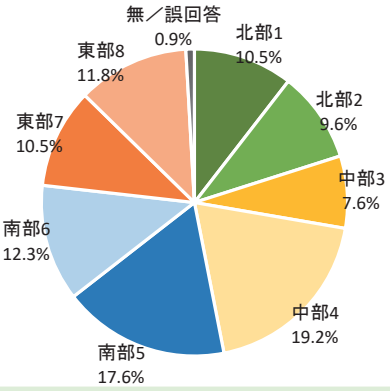
「今よりもみどりがいっぱいのまち」を望む小学生は約 65%。

② 市民ｱﾝｹｰﾄの結果（抜粋）

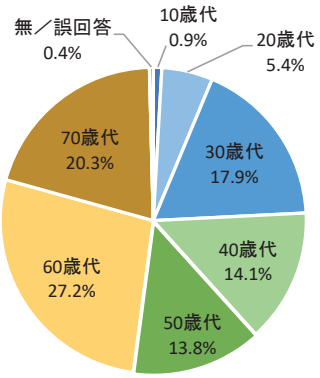
本編 P10

【回答者の属性】

❖居住地



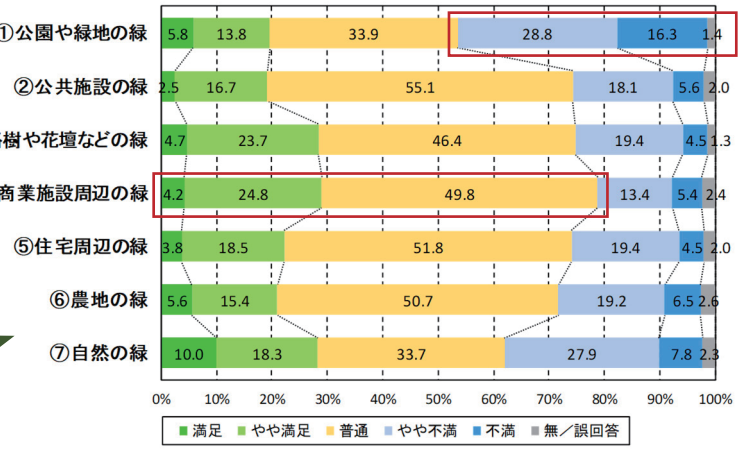
❖年代



【設問の結果】

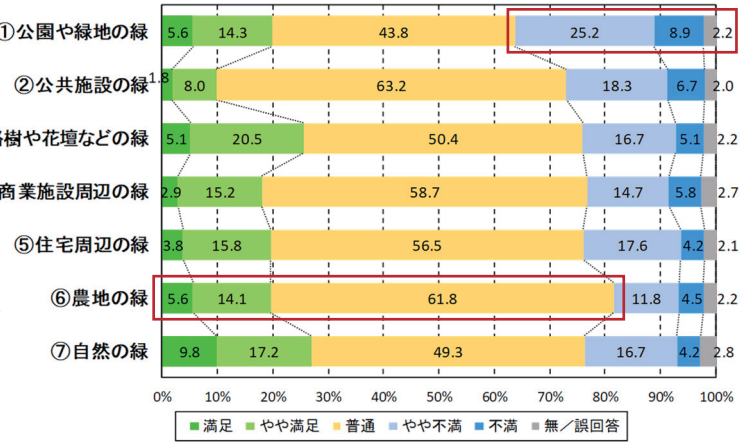
❖あなたは、お住まいの地域のみどりの現況に対して満足していますか。

<みどりの量>



量について、「商業施設周辺の緑」は満足度が高く、「公園や緑地の緑」は他と比較して満足度が低い。

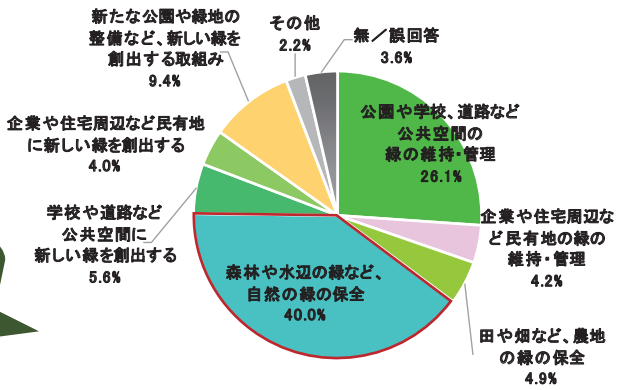
<みどりの維持管理>



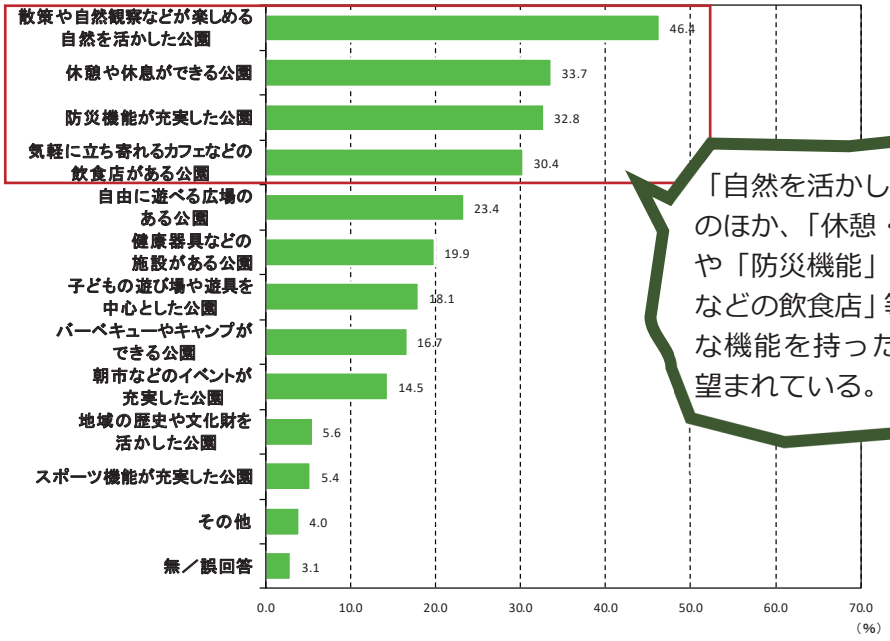
維持管理について、「農地の緑」は満足度が高く、「公園や緑地の緑」は他と比較して満足度が低い。

❖あなたは、お住まいの地域のみどりを守り、増やしていくために、今後どのような取組が必要だと思いますか。

「自然の緑の保全」を重視する人が約 40%。



❖今後、あなたは、市内にどのような公園がほしいと思いますか。



「自然を活かした公園」のほか、「休憩・休息」や「防災機能」「カフェなどの飲食店」等、多様な機能を持った公園が望まれている。

③　市民ﾄｰｸｾｯｼｮﾝの結果（抜粋）

本編 P11

第 1 回

日　時：平成 30(2018)年 10 月 20 日（土）14：00～
会　場：南流山センター 講義室
参加人数：8 人

【A 班】

■■好きなみどりと嫌いなみどり（現況認識）■■



● 水の道や魅力となっているみどりを市民が認識していない。

・それぞれの公園にコンセプトを持たせてはどうだろう。
・子供の成長と合わせて、20 年、30 年先を見据えたみどりの育成が必要ではないだろうか。
・周辺と連携したみどりの連続性の創出を図るべきではないだろうか。

● 小鳥の森、ふれあいの森など自然に近みどりが点在していることが流山の魅力の一つである。

・流山は水がとても良い。自然が流山の魅力である。
・流山らしさを生かした方法で、流山のＰＲの一つとしてみどりを掲げてほしい。
・北部は、斜面林と水辺の環境が魅力となっている。中部は自然いっぱいの市野谷の森、小鳥の森や手入れされたスポーツフィールドが魅力。
・管理すべきところはしっかり行わないとまちの価値を下げてしまう。

■■10 年後の地域のみどりを考える（アイデア）■■



● 魅力となるものを生かし、残す。

・歴史的に大切なものは残していきたい。
・野馬土手、新川耕地の連続した川や緑地の維持。
・斜面林は残していきたい。
・農地は減らないようにしたい。

● 生態系を守る。

・“みどりの維持”にとらわれず生態系維持として環境を守りたい。
・昔からの生態系が崩れないように湧水を維持する。
・生態系を破壊しないように、生態系を考えて生物を放つ。
・スズメバチなど人にとって“害”となるものを駆除するのではなく、生態系を考慮した対策を考える。

● 使いやすい、来やすい、行きやすい公園にする。

・小学生が自分でいける魅力的な公園が学区ごとにあると子どもたちが集まると思う。
・学校のイベント（マラソン大会など）で使える公園があると小学生が集まりやすい。
・禁止事項はできるだけやめて、自由に使える公園にすれば子どもたちも集まると思う。
・古墳公園は、公園と図書館があって人が集まりやすい。
・スポーツフィールドなどへ安全に行くためのサイクリングルートがあると行きやすい。

【B 班】

■ ■好きなみどりと嫌いなみどり（現況認識）■ ■



● 泥遊びや水遊びなどができる公園がほしい。

・泥遊び、水遊びができる公園がほしい。新しい公園は土ではなくてダスト舗装※のため、水たまりがあっても泥遊びができない。
・げんき村のキャンプ場のがけは残したい。
・キッコーマンアリーナの周りにはみどりがたくさんあるので、もっと活用できないか。
・プレーパークがないのが残念である。
・木登りができる公園はこれからも残していきたい。
・親が休息したり、子どもがゆっくり自然に親しめるように公園にカフェがあるといい。（我孫子の手賀沼公園のイメージ）

● 社寺林のみどりは癒される。子どもたちが遊ぶ公園は身近に感じられる。

・香取神社の境内などお寺や神社の森は、中にいるだけで癒される。
・柏市の麗澤大学周辺の森林は、近くを通ると癒される。
・大宮神社の公園は残していきたい。
・向小金のふれあい公園は、草木が多く、毎日子どもが遊んでいてとてもいい。
・金町の水元公園は、川辺が気持ちよく、レンタサイクルやイベントがあって、過ごしやすい。
・流山市総合運動公園は、みどりが多く、いろいろな施設があって愛着がある。

■ ■10 年後の地域のみどりを考える（アイデア）■ ■



● 四季折々の花木を感じる多様性のあるみどりがあるといい。

・江戸川沿いのような季節を感じるみどりがあるといい。
・調整池などでは野鳥を観察することができ、季節を感じられる。
・市で場所を提供し、市民が四季折々の花木を採取できる公園があるといい。

● 公園や森の情報提供。

・野々下水辺公園は生き物がいて楽しめるが、生き物が見つけづらいので、どのような生き物がいるか情報提供する。また、駐車場がほしい。
・“都心から一番近い森のまち”の実感がなく、森があっても、入っていいかわからない。また、公園のトイレや水遊び場、遊具などの情報を分かりやすく入手し、近くの公園を利用したい。こうしたみどりの情報を市のホームページで公開してＰＲする。

● 自然を意識した開発と住民参加によるみどりの管理によって流山への愛着を生む。

・おおたかの森駅周辺は、開発が進み建物ばかりの景観が冷たく感じる。公園を整備するだけでなく、みどりがあって涼しいと感じられるくらい自然を意識して開発を行う。
・みどりの管理は住民が参加することによって、住民が望んでいるみどりが生まれ、流山への愛着につなげる。

ダスト舗装▶ 石灰岩を砕いたときに出る細かな粒を用いた舗装で、水はけがよく、埃が立ちにくい特徴を持つ。

第２回	日　時：平成 30(2018)年 10 月 27 日（土）14：00～ 会　場：おおたかの森センター 会議室 1 参加人数：8 人

【A 班】

■■好きなみどりと嫌いなみどり（現況認識）■■



● **自然が豊かで、江戸川、大堀川などの川辺が魅力の一つ。旧市街地の街並みや社寺のみどりも魅力。**

・江戸川沿いの菜の花、レンゲがきれい。
・美田の桜並木は残したい。
・旧市街地の街並みや社寺のみどりは残したい。
・大堀川水辺公園の解放感が気持ちいい。カフェがあると親たちも集まる。
・昔はキジがいて、軽井沢のように自然豊かで魅力的だった。

● **流山の魅力を守っていくためには、環境問題への対応が必要。**

・雑木林を増やして地球温暖化への楔を打ち込むモデルケースとしてはどうか。
・雑木林に生息する生物が減少している。
・ゴミ問題が深刻である。
・開発量に見合ったみどりの創出ができていないと思う。

● **みどりは管理が重要であるが、管理する人の不足など十分な管理ができていない。**

・大堀川は管理が不十分で、みどりが美しくない。水もきれいではない。
・調整池は水質が悪くやぶ蚊の生息地になっている。水質を改善するなどデング熱等への対処が必要。
・歩道の植栽が中途半端で清潔感がなく歩きにくい。雑草も時々刈られているがすぐに伸びて歩きにくい。

■■10 年後の地域のみどりを考える（アイデア）■■



● **公園の活用方法、テーマを決めて、有効利用を図る。**

・公園や緑地のテーマを決めて、統一感や四季を感じられるような魅力ある場にしたい。
・公園をつくるだけでなく、トイレの設置、周辺環境、アクセス等も考える必要がある。魅力的な公園には自動車を使ってでも人は来る。公園の駐車場の利用方法、ルールが課題。
・高齢者も集まれるような公園にしたい。距離表示を行うなどの環境整備を行えばウォーキングも楽しめる。一休みできるカフェが公園にあるといろいろな人が集まると思う。
・入場料は取らずに市民に開かれた公園を維持する。
・歩道は、利便性を重視するところ、植栽を重視するところを見極める。

● **自然環境の魅力を高める。**

・調整池は生物が生息するようなきれいな水質に改善して魅力を高める。
・連続した水とみどり、花の植栽で荒地を魅力化する。

● **良好な住環境をつくるためには、魅力づくり・みどりの創出も大切だが、維持管理を継続的に行っていくための仕組みの検討が今後重要となる。**

【B 班】

■ ■好きなみどりと嫌いなみどり（現況認識）■ ■



● 身近なみどりが少ない。

・自宅の近くにみどりが少ないと感じる。
・近所にみどりが少ないため、計画的にみどりを残すべきである。
・生活空間にみどりがあることが重要。
・街路樹があるが、生育がよくない。周りは草が生い茂っている。

■ ■10 年後の地域のみどりを考える（アイデア）■ ■

● 農地の良さを再認識して活用する。

・農地の宅地化が進んできたが、農地を都市部で生活する市民の便利さにつながる、別のみどりに活用する。
・農地を宅地化する際には、自然や公園に囲まれた住宅になるような計画としてはどうか。
・現在も農地・農家が多いのでみどりの基本計画に農業を継続できるような内容を盛り込んではどうか。
・農業の担い手のリーダーシップをとる人が中心となったり、又は行政の支援によって、道の駅で農産物の直売を行ったり、農地を観光農園として活用してはどうか。

● 住んでよかった、住み続けたいと思える多様な機能を持ったみどり、公園を目指す。

・利用者のニーズに合わせて、いろいろな世代に人を呼び込むことができる多様な機能を持ったみどりを目指したい。
・自転車などで行きやすい公園とすれば利用しやすい。
・特定の人しか使えない公園ではなく、子どもが遊んで大人がくつろげるようにカフェがある公園、読書ができたり親子で遊べる公園、防災の機能を持った公園など、多様な人が使えるようにしたい。

● 街路樹や公園のみどりを計画的に配置する。

・街路樹は適正適所に計画的に植栽する。
・公園の樹木は植えるだけでなく、生育環境も考えて植栽する。

● 市民参加でみどりを維持管理する。



・小さい公園は、近所の人たちや自治会で管理してはどうか。
・市民に広く呼びかけて、市民参加の維持管理を進めてはどうか。

（３）持続可能な開発目標　SDGs

本編 P1

「持続可能な開発目標 SDGs」とは

平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27(2015)年９月の国連サミットで採択された令和 12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標です。

MDGs における未達成の課題の解決や、社会情勢の変化への対応、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が行動し「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するため、17 のゴール（目標）・169 のターゲット（取組）から構成されています。



目標 11
▶ 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靭で
持続可能な都市及び人間居住を実現する。

■各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。　等

目標 13
▶ 気候変動

気候変動及びその影響を
軽減するための緊急対策を講じる。

■全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。　等

目標 15
▶ 陸上資源

陸域生態系の保護、回復、
持続可能な森林の経営、砂漠化への対応ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

■2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。　等

[出典：外務省ホームページ、「指標仮訳（令和元(2019)年８月）」]

（4）流山グリーンチェーン戦略

本編 P14

「流山グリーンチェーン戦略」とは

開発等で減少したみどりを回復するため、みどりの連鎖による環境価値の高い街づくりを推進するための取組です。

景観や環境に配慮した植栽の位置や数について、敷地内の緑化の基準を設けており、基準を満たした物件に対して認定を行います。

認定マーク（レベル 3）

7 つの指標

- **指標 1　道路表面の温度上昇抑制**
- **指標 2　敷地間通風の確保**
- **指標 3　道路面からの放射熱侵入抑制**
- **指標 4　敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制**
- **指標 5　排熱と CO_2 排出の抑制**
- **指標 6　住戸断熱性能の確保**
- **指標 7　住戸内通風の確保**

グリーンチェーン認定のメリット

1．資産価値の向上

東京大学の調査・分析による認定の効果として、**グリーンチェーン認定取得等による資産価値の向上**が、認定取得のための整備費用を上回るという結果が出ています。

	認定取得による資産価値の向上	認定取得のための整備費用
中古売りマンション	**約 494 万円×戸数**	**約 39 万円×戸数**

これにより、グリーンチェーン認定やそれに伴う緑化が、分譲マンションの価値を一定程度高くする効果が示唆されています。

（平成 27(2015)年度　東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 浅見教授らの調査による）

2．剪定枝の処分費が無料

「グリーンチェーン認定書」をお持ちの方は、森のまちエコセンターへ剪定枝（切った枝等）を持ち込んでいただくと、処分費が無料となります。

3．生け垣を設置する際の補助金の限度額アップ

グリーンチェーン認定を取得することで、生け垣設置補助金の限度額がアップします。

4．認定物件を購入する際の住宅ローンの金利を割引

グリーンチェーン認定を受けた物件を購入する際は、市内の金融機関の金利の割引を受けることができます。

（5）公園・緑地等の多機能性確認

本編 P18・19

市内の公園・緑地等が本市にとってどのような機能・効用をもたらしているのかを確認します。

これにより、特に多くの機能を持つみどりを把握し、みどりの保全・再整備の優先性等、具体の取組のほか、本市のみどりの将来像を検討する上での基礎データとして活用します。

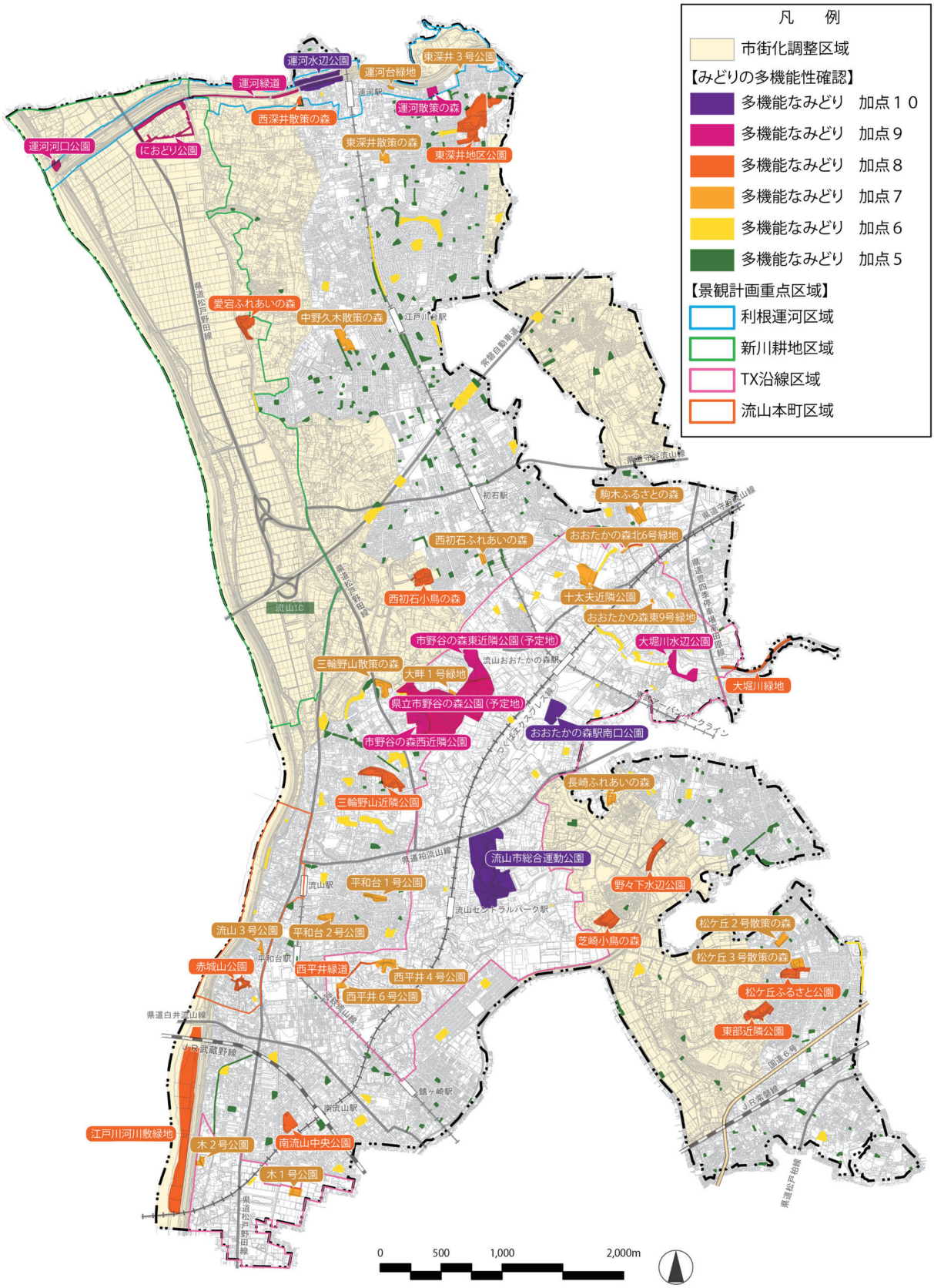
＜多機能性確認の基準＞

機能・効用	対　象	みどりの確認	該当	該当しない
環境保全機能	流山市の特徴的な緑や水として「第2 次流山市環境基本計画」に取り上げられているみどり等	■第２次流山市環境基本計画で取り上げられているみどりは、国が示す自然共生社会※、低炭素社会※、循環型社会※等を目指す上で、重要な要素の一つであるといえるため、右記の通り加点する。	2	1
レクリエーション機能	街区公園の標準規模（面積 2,500㎡）以上の公園等	■一定規模以上の街区公園は、身近な公園としての利用度が高く、市民のレクリエーション活動の場となっていると考えられることから、住区基幹公園及び都市基幹公園について右記の通り加点する。 ■公園のほか、街区公園の標準規模0.25ha 以上のみどり等についても、街区公園と同等の機能を持っているとみなし、右記の通り加点する。	2	1
防災機能	流山市地域防災計画で「指定緊急避難場所」「広域避難場所」に位置づけられている公園等	■流山市地域防災計画において、「指定緊急避難場所」「広域避難場所」に指定されている公園は、防災上重要な公園であるといえるため、右記の通り加点する。	2	1
景観形成機能	流山市景観計画の「景観計画重点区域」内の公園等	■流山市景観計画で定められている「景観計画重点区域」は、重点的に良好な景観の形成を図る必要のある区域であり、「景観計画重点区域」内におけるみどりは、景観形成の一部となるため、右記の通り加点する。	2	1
生物多様性の確保機能	生物多様性ながれやま戦略の「重点地区・拠点」内及び近接の公園等	■生物多様性ながれやま戦略で設定されている「重点地区・拠点」は、生物多様性の保全・回復を優先的に取り組むこととされているため、右記の通り加点する。	2	1

自然共生社会▶ 生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和・共存が確保された社会のこと。21世紀環境立国戦略（2007 年閣議決定）において、「自然共生社会」「低炭素社会」「循環型社会」づくりの取組を統合的に進めていくことにより、地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すことを提示している。
低炭素社会▶ 地球温暖化の要因となる二酸化炭素等の排出を最小化するための配慮を徹底する社会システムのこと。
循環型社会▶ 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されるとともに、有限な資源を持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。

<多機能なみどり（加点 7～10 抜粋）>

開設名称	環境保全機能		レクリエーション機能		防災機能		景観形成機能		生物多様性の確保機能		合計
	流山市の特徴的な緑や水として「第2次流山市環境基本計画」に取り上げられているみどり等	加点	街区公園の標準規模（面積2,500㎡）以上の公園等	加点	流山市地域防災計画で「指定緊急避難場所」「広域避難場所」に位置づけられている公園等	加点	流山市景観計画の「景観計画重点区域」内の公園等	加点	生物多様性ながれやま戦略の「重点地区・拠点」内及び近接の公園等	加点	
流山市総合運動公園	環境基本計画	2	153,793.30	2	広域避難場所	2	TX沿線区域	2	古間木地区	2	10
おおたかの森駅南口公園	環境基本計画	2	20,000.05	2	指定緊急避難場所	2	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	10
運河水辺公園	環境基本計画	2	24,129.99	2	指定緊急避難場所	2	利根運河区域	2	利根運河地区	2	10
運河散策の森	環境基本計画	2	3,555.09	2		1	利根運河区域	2	利根運河地区	2	9
大堀川水辺公園	環境基本計画	2	17,898.46	2		1	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	9
市野谷の森西近隣公園	環境基本計画	2	6,818.50	2		1	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	9
運河緑道	環境基本計画	2	14,585.80	2		1	利根運河区域	2	利根運河地区	2	9
運河河口公園	環境基本計画	2	3,900.82	2		1	新川耕地区域	2	利根運河地区	2	9
におどり公園	環境基本計画	2	16,678.39	2		1	新川耕地区域	2	利根運河地区	2	9
県立市野谷の森公園（予定地）	環境基本計画	2	185,000.00	2		1	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	9
市野谷の森東近隣公園（予定地）	環境基本計画	2	30,010.00	2		1	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	9
南流山中央公園	環境基本計画	2	12,155.83	2	指定緊急避難場所	2		1		1	8
東部近隣公園	環境基本計画	2	18,499.86	2	指定緊急避難場所	2		1		1	8
東深井地区公園	環境基本計画	2	67,474.64	2	指定緊急避難場所	2		1		1	8
松ケ丘ふるさと公園	環境基本計画	2	11,863.53	2	指定緊急避難場所	2		1		1	8
三輪野山近隣公園	環境基本計画	2	27,632.10	2	指定緊急避難場所	2		1		1	8
江戸川河川敷緑地	環境基本計画	2	143,420.12	2	指定緊急避難場所	2		1		1	8
西深井散策の森	環境基本計画	2	2,512.00	2		1	利根運河区域	2		1	8
愛宕ふれあいの森	環境基本計画	2	8,402.14	2		1	新川耕地区域	2		1	8
赤城山公園	環境基本計画	2	6,790.42	2		1	流山本町区域	2		1	8
西初石小鳥の森	環境基本計画	2	8,452.10	2		1		1	市野谷の森地区	2	8
芝崎小鳥の森	環境基本計画	2	15,705.00	2		1		1	古間木地区	2	8
野々下水辺公園	環境基本計画	2	11,364.19	2		1		1	古間木地区	2	8
大堀川緑地		1	9,428.25	2		1	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	8
西平井緑道		1	2,918.25	2		1	TX沿線区域	2	宮園地区	2	8
平和台1号公園	環境基本計画	2	6,504.00	2		1		1		1	7
東深井散策の森	環境基本計画	2	3,470.53	2		1		1		1	7
長崎ふれあいの森	環境基本計画	2	4,498.00	2		1		1		1	7
中野久木散策の森	環境基本計画	2	14,463.00	2		1		1		1	7
西初石ふれあいの森	環境基本計画	2	2,646.81	2		1		1		1	7
松ケ丘3号散策の森	環境基本計画	2	7,377.00	2		1		1		1	7
松ケ丘2号散策の森	環境基本計画	2	5,315.00	2		1		1		1	7
三輪野山散策の森	環境基本計画	2	7,334.85	2		1		1		1	7
駒木ふるさとの森	環境基本計画	2	14,437.00	2		1		1		1	7
平和台2号公園		1	5,816.00	2	指定緊急避難場所	2		1		1	7
流山3号公園		1	2,849.00	2		1	流山本町区域	2		1	7
木2号公園		1	3,470.13	2		1	TX沿線区域	2		1	7
木1号公園		1	9,250.05	2		1	TX沿線区域	2		1	7
西平井6号公園		1	2,500.00	2		1	TX沿線区域	2		1	7
西平井4号公園		1	9,170.00	2		1	TX沿線区域	2		1	7
十太夫近隣公園		1	20,104.33	2		1	TX沿線区域	2		1	7
大畔1号緑地		1	1,646.59	1		1	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	7
東深井3号公園		1	502.93	1		1	利根運河区域	2	利根運河地区	2	7
運河台緑地		1	393.00	1		1	利根運河区域	2	利根運河地区	2	7
おおたかの森北6号緑地		1	1,730.03	1		1	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	7
おおたかの森東9号緑地		1	532.69	1		1	TX沿線区域	2	市野谷の森地区	2	7



公園・緑地等の多機能性確認　[平成 30(2019)年現在]

（6）目標値設定の考え方

本編 P21

本計画の取組の成果指標となる目標値について、設定の考え方は以下の通りです。

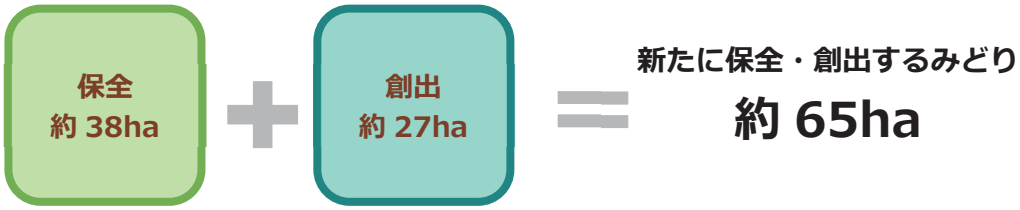
緑地・公園等の分類について　資料編 p31～

■■保全・創出を目指すみどりの量■■

保全　▶　市内に残る重要なみどりを、買う・借りる・法や条例等により守ることにより、未来にわたって保全する量。

創出　▶　新たに公園・緑地等を整備することで創出するみどりの量。

	保全	創出
土地区画整理事業による公園・緑地の整備	11.2ha	9.2ha
街路樹整備	–	1.0ha
県立市野谷の森公園	13.4ha	5.1ha
大畔の森	1.9ha	0.7ha
思井～芝崎、古間木～野々下地区	11.0ha	11.3ha
計	**37.5ha**	**27.3ha**

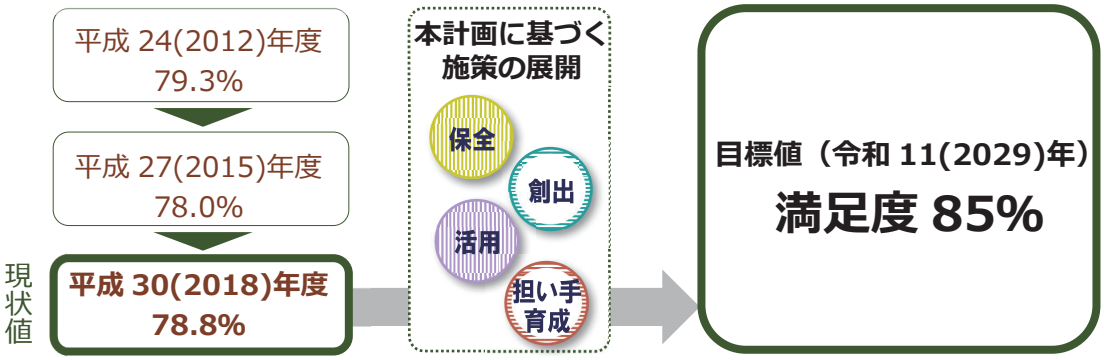


■■市内のみどりに対する市民満足度■■

ながれやま　まちづくり達成度アンケート

- ▶ 流山市総合計画の策定目的が、どの程度達成できたのかを分析するために必要な指標値を取得することを目的に毎年実施しているアンケート。
- ▶ 調査対象：居住歴 3 年以上の 18 歳以上の男女 3,000 人（無作為抽出）
- ▶ 平成 30 年度調査 回答者数：1,331 人（回答率 44.4%）

【市内の緑に満足している市民の割合】



（7）取組の目標

本計画で位置づけている基本方針・基本施策について、それぞれに基づく具体的な取組の目標を定めます。

基本方針 1　みどりの保全

本編 P23~

基本施策 1-1　質を高める	目標	関連施策
公園・緑地の利用満足度アンケート「公園緑地等で憩い安らげると感じている市民の割合」	80%以上	個別施策①
遊具の安全点検	年 1 回以上実施	個別施策②
公園施設長寿命化計画 策定	令和 2 年度までに策定	個別施策②

本編 P25~

基本施策 1-2　守る・残す	目標	関連施策
みどりのカルテの作成	令和 2 年度までに着手	個別施策①
緑被率の測定	計画期間中に 1 回実施	個別施策①
動植物のモニタリング調査の実施	調査結果をまとめ、公開	個別施策①
特に重要となる民有のみどりの借地や買取り	市野谷の森周辺の一団のみどりを保全 総合運動公園周辺の連続的なみどりを保全	個別施策② 個別施策③ 重点 PJ② 重点 PJ③

基本方針 2　みどりの創出

本編 P29~

基本施策 2-1　新しく創る

	目標	関連施策
土地区画整理事業地内への新規公園・緑地整備件数	**31 箇所以上**	個別施策①
市内公園整備への民間活力の導入	**導入実績 1 件以上**	個別施策④ 重点 PJ①

本編 P31~

基本施策 2-2　まちなみを創る

	目標	関連施策
まちなか森づくりプロジェクト等による植樹本数	**500 本以上/年**	個別施策①
流山グリーンチェーン戦略推進による緑化面積	**敷地面積の 12%以上**	個別施策②

基本方針 3　みどりの活用

本編 P33~

基本施策 3-1　利用促進する

	目標	関連施策
学校給食における地場産物を使用する割合	**30%以上** （第 3 次食育推進基本計画（農水省）における推進目標を目指す）	個別施策③
防災施設の整備	**整備の促進**	個別施策④
公園・緑地の案内情報サイトの構築	**令和 2 年度までに着手**	個別施策⑤

基本方針 4　みどりの担い手育成

本編 P35~

基本施策 4-1　人を育てる

	目標	関連施策
市民活動への支援回数	**1 件以上**	個別施策②

本編 P37~

基本施策 4-2　市民参加の意識啓発

	目標	関連施策
生垣助成金確定件数	**10 件/年**	個別施策①

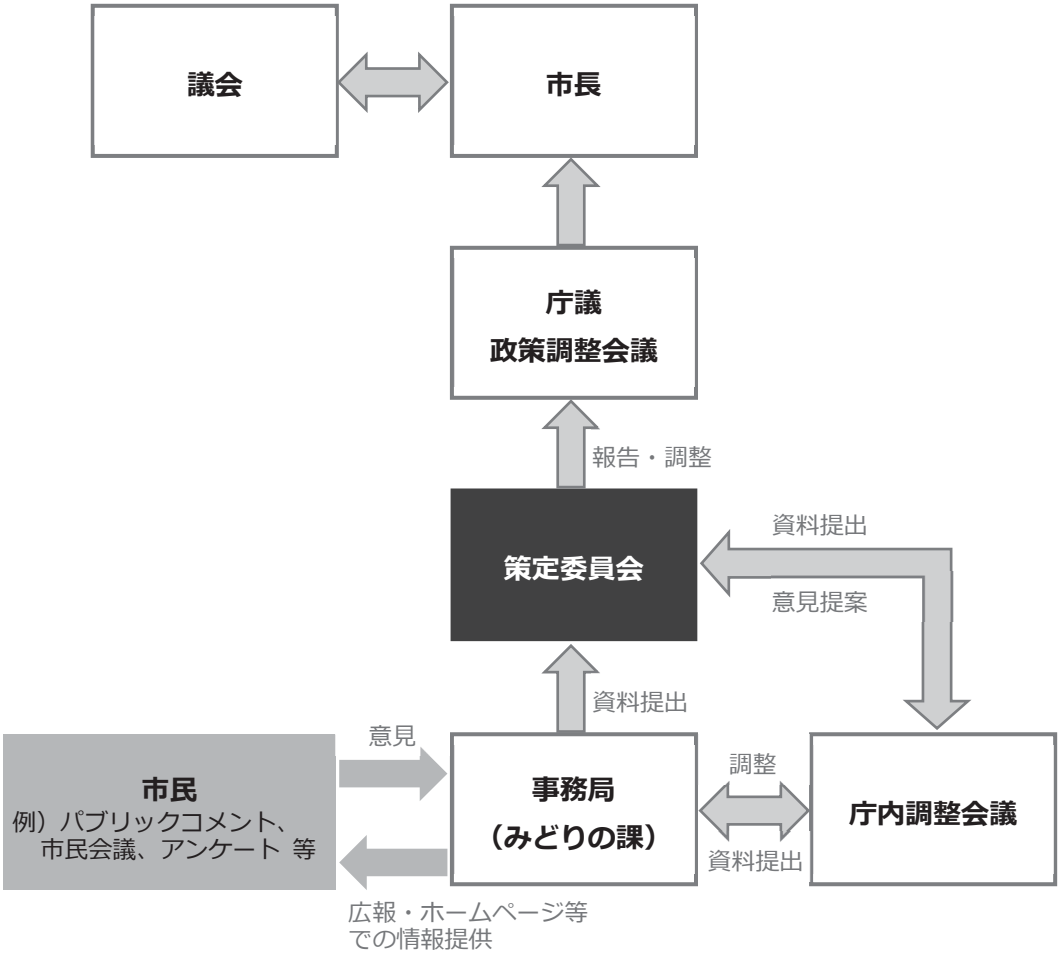
2．計画策定の経緯

（1）経緯

実 施 日	事　項	内　容・結　果
平成 30 年　7 月	小学生アンケート	回収数：942
平成 30 年　8 月　1 日 ～　8 月 17 日	市民アンケート	回収数：448、回収率：34.5%
平成 30 年 10 月 20 日	第 1 回市民トークセッション	参加者：各会 8 人 テーマ 1 「好きなみどりと嫌いなみどり」 テーマ 2 「10 年後の地域のみどりを考える」
平成 30 年 10 月 27 日	第 2 回市民トークセッション	
平成 31 年　4 月 24 日	第一回庁内調整会議	・計画の改定趣旨 ・緑の現況、現行計画の評価、課題等
令和元年　5 月 24 日	第一回策定委員会	・計画の改定趣旨 ・緑の現況、現行計画の評価、課題等
令和元年　7 月　8 日	第二回庁内調整会議	・計画（素案）について
令和元年　8 月　9 日	第二回策定委員会	・計画（素案）について
令和元年　9 月 25 日	第三回策定委員会	・計画（素案）について
令和元年 11 月 21 日 ～ 12 月 20 日	「流山市みどりの基本計画（素案）」に対するパブリックコメント	意見数：20 件
令和 2 年　1 月 16 日	第四回策定委員会	・パブリックコメント意見反映について
令和 2 年　3 月	「流山市みどりの基本計画」策定	

３．策定体制

（１）体制


議会
市長
庁議
政策調整会議
報告・調整
策定委員会
資料提出
意見提案
資料提出
意見
市民
例）パブリックコメント、
市民会議、アンケート 等
事務局
（みどりの課）
調整
庁内調整会議
資料提出
広報・ホームページ等
での情報提供

（２）策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　流山市緑の基本計画（以下「計画」という。）の策定に伴い、流山市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（策定委員会の役割）

第２条　策定委員会は、計画の策定にかかる事項を審議し、提案するものとする。

（策定委員会の構成）

第３条　策定委員会の委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

（１）　緑の施策に関する学識経験者

（２）　緑の施策に関心、知見又は行動経験を有する市民

（３）　緑の施策に関係する団体の代表者

（４）　その他市長が必要と認めた者

（任期）

第４条　任期は流山市緑の基本計画の策定が完了する日までとする。

（会長）

第５条　策定委員会に会長を置く。

２　策定委員会の会長は、策定委員会の互選をもって選出する。

３　会長は策定委員会を統括し、会議の議長となる。

４　会長に不都合がある時は、委員のうちから会長のあらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

（策定委員会の招集）

第６条　策定委員会の会議は会長が招集する。

（意見の聴取）

第７条　委員会は、策定委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（策定委員会の庶務）

第８条　策定委員会に関する庶務は、みどりの課が行う。

（補足）

第９条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は議長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成１７年７月１３日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成３０年１２月１２日から施行する。

（３）庁内調整会議設置要綱

（設置）

第１条　都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第４条に基づく流山市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「流山市緑の基本計画」という。）の策定するにあたり、流山市緑の基本計画庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）を設置する。

（庁内調整会議の役割）

第２条　庁内調整会議の役割は、次の各号に定める。

（１）　緑の基本計画の素案を作成すること。

（２）　緑の基本計画の作成にかかる検討・整合に関すること。

（３）　市民参加により得られた意見や検討に関すること。

（４）　その他策定委員会の依頼に基づく調査・検討に関すること。

（庁内調整会議の構成）

第３条　庁内調整会議は、別表第１に掲げる構成員をもって組織する。

（議長及び副議長）

第４条　庁内調整会議に、議長及び副議長を置く。

２　議長は都市整備部長とし、副議長は議長が指名したものとする。

３　議長は会務を総理し、庁内調整会議を代表する。

４　副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庁内調整会議の招集）

第５条　庁内調整会議は、議長が招集する。

２　議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第６条　庁内調整会議の庶務は、都市整備部みどりの課において処理する。

（補足）

第７条　この要綱に定めるもののほか、庁内調整会議の運営に関し必要な事項が生じたときは議長が別に定める。

（附則）

１　この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。

２　庁内調整会議の構成員の任期は、流山市緑の基本計画策定完了までとする。

（附則）

１　この要綱は、平成３０年１２月１２日から施行する。

２　庁内調整会議の構成員の任期は、流山市緑の基本計画改定完了までとする。

別表第１

都市整備部長	総合政策部長	環境部長
都市計画部長	経済振興部長	土木部長

（4）策定委員会委員名簿

◎会長　　○副会長

区　分	所　属	氏　名（敬称略）
学識経験者	千葉大学大学院　園芸学研究科 緑地環境学コース　環境造園学領域	◎　木下　剛
学識経験者	日本大学理工学部　まちづくり工学科	○　小木曽　裕
商工業者関係者	流山工業団地協同組合	長橋　敏男
農業関係者	とうかつ中央農業協同組合	秋谷　暢彦
市民等	特定非営利活動法人　NPO さとやま	樫　聡
市民等	特定非営利活動法人 ながれやま子育てコミュニティ　なこっこ	田中　由実

（5）庁内調整会議委員

総合政策部長	都市計画部長
経済振興部長	土木部長
環境部長	都市整備部長 （現 まちづくり推進部長）

4．緑地・公園等の分類

＜緑地の分類＞

種類	種別		内容
施設緑地	都市公園		都市公園法※で規定するもの （街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、歴史公園、風致公園、都市緑地 等）
	都市公園以外	公共施設緑地	国民公園、都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、港湾緑地、農村公園、児童遊園、市町村が設置している運動場やグランド、子供の国、青少年公園 等
		民間施設緑地	公開空地、市民農園（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グランド、寺社境内地、屋上緑化の空間、民間の動植物園 等
地域制緑地	法によるもの		特別緑地保全地区（都市緑地法） 風致地区（都市計画法） 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法他） 歴史的風土特別保存地区（古都保存法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 市民緑地（都市緑地法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財（文化財保護法） 等
	協定によるもの		緑地協定（都市緑地法）
	条例等によるもの		条例・要綱・契約・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等

都市公園法▶ 都市における営造物としての公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。2017 年に一部内容が改正され、公園活性化に関する協議会の設置や、公募設置管理制度の創設等がされた。

＜都市公園の種類＞

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20 mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれた概ね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

[出典：公園とみどり HP（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）]



流山市みどりの基本計画

令和２年３月



発行

流山市　まちづくり推進部 みどりの課

〒270-0192　千葉県流山市平和台１丁目１番地の１

TEL：04-7150-6092　　FAX：04-7158-9777

HP：https://www.city.nagareyama.chiba.jp

編集協力　昭和株式会社


都心から
一番近い
森のまち